

令和6年度版 三島市の勤務条件・服務の状況等について

1 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

勤務時間	開始時刻	終了時刻	うち休憩時間
7時間45分	8時30分	17時15分	60分

(注) 一部変更をしている職場もある。

(2) 年次有給休暇の使用状況（令和5年度）

区分	一人あたり平均使用日数
市長部局等	13.2日
教育委員会	14.7日
全体	13.5日

(3) 特別休暇等の導入状況（令和6年4月1日現在）

休暇の種類	取得要件
病気休暇	ア 公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病 イ 結核性疾患 ウ 上記ア、イ以外の負傷又は疾病
特別休暇	ア 選挙権その他公民としての権利行使する場合 イ 証人等として国会などへ出頭する場合 ウ 骨髄移植のため骨髄若しくは末梢性血幹細胞移植のため末梢性血幹細胞を提供する場合 エ 自発的に、かつ、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合 オ 結婚する場合 カ 不妊治療等に係る通院をする場合 キ 妊娠中又は出産後1年以内の職員が健康診査等を受ける場合 ク 妊娠中の職員が通勤に利用する交通機関の混雑を回避する場合 ケ 妊娠中の職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる場合 コ 妊娠中の職員が妊娠に起因する障害のため勤務することが困難であると認められる場合 サ 産前休暇 シ 産後休暇 ス 生後1年に達しない子を育てる職員が、その子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合

	セ 配偶者が出産する場合 ソ 育児参加をする場合 タ 負傷又は疾病により職員の看護を必要とする場合 チ 要介護者の介護を行う場合 ツ 親族が死亡した場合 テ 父母又は配偶者の追悼のための特別な行事に参加する場合 ト 夏季休暇 ナ 地震その他の災害により現住居が滅失損壊した場合 ニ 地震その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合 ヌ 地震その他の災害時において、退勤途上における身体の危険を回避する場合 ネ 生理に有害な職務に従事する場合及び生理日において勤務することが困難である場合 ノ 感染症の予防上必要な場合
介護休暇	負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護する場合

(注) 取得要件等は、「三島市職員の勤務時間、休暇等に関する条例」及び「三島市職員の勤務時間、休暇等に関する規則」により定められている。

2 育児休業及び部分休業の取得者数（令和5年度）

区分	育児休業	部分休業
市長部局等	20人	13人
教育委員会	5人	3人
全体	25人	16人

(注) 当該年度に新たに育児休業又は育児にかかる部分休業を取得した人数である。

3 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分者数（令和5年度）

区分	降任	免職	休職	降給	合計
市長部局等	0人	0人	17人	0人	17人
教育委員会	0人	0人	3人	0人	3人
合計	0人	0人	20人	0人	20人

(注) 分限処分とは、職員がその職務を十分に果たしえない場合（病気等）に、本人の意に反して行う処分をいう。

(2) 懲戒処分者数（令和5年度）

区分	戒告	減給	停職	免職	合計
市長部局等	1人	0人	0人	0人	1人
教育委員会	0人	0人	0人	0人	0人
合計	1人	0人	0人	0人	1人

(注) 懲戒処分とは、職員の一定の服務義務違反に対して、道義的責任を追及するために行う処分をいう。

4 服務の状況

(1) 服務規律遵守のための取り組み（令和5年度）

取組内容
・職員の接遇について（5月1日）
・衆議院議員総選挙に係る職員の服務規律の確保について（10月11日）
・職員の服務規律の確保及び飲酒運転の撲滅について（12月5日）

(2) 職務専念義務の免除

免除の対象となる主な場合	ア 研修を受ける場合 イ 厚生に関する計画の実施に参加する場合 ウ 地方公務員法第55条第8項の規定に基づき、適法な交渉を行う場合 エ 上記のほか、任命権者が定める場合
--------------	---

(注) 「職務に専念する義務の特例に関する条例」により定められている。

(3) 兼職又は兼業の許可状況（令和5年度）

区分	許可件数	主な許可事例
市長部局等	8件	選挙、講師 等
教育委員会	2件	講師、研究補助員
合計	10件	

(注) 上記の許可是、地方公務員法第38条第1項及び教育公務員特例法第17条第1項に基づくものである。

(4) 事業者等との接触に関する承認件数（令和5年度）

区分	許可・認可件数	内容			
		会食	旅行	講演料・原稿料	その他
市長部局等	24件	19件	0件	0件	5件
教育委員会	1件	1件	0件	0件	0件
合計	25件	20件	0件	0件	8件

(注) 三島市職員倫理規程第8条による申請及び承認が必要。

5 退職管理の状況

平成28年4月1日に施行された地方公務員法の一部改正に伴い、「三島市職員の退職管理に関する条例」及び「三島市職員の退職管理に関する規則」を制定し、営利企業に就職する離職者に届出書の提出を義務付けるなど、退職管理の適性を確保している。

6 研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の概要等（令和5年度）

種別	コース数等	受講人数	内 容
集合研修	25コース	822人	階層別研修、専門研修及び特別研修等の実施。業務遂行能力の向上を図る。
派遣研修	23コース	25人	県・市人事交流、市町村職員中央研修所等への派遣。専門能力の向上及び人的ネットワークの構築を図る。
受付研修	241日間	480人	半日交代で受付業務を実施。接遇サービスの向上を図る。
自主研修助成	自主研究グループ	6グループ	市政課題に関するテーマを自主的に研究する5人以上の職員のグループ及び通信教育修了者に對し、助成を行う。
自主研修助成	通信教育修了者	13人	

(2) 勤務成績の評定の概要（令和5年度）

人事担当部局が所属長と面接し、昇格・昇給、異動等の決定資料としている。

地方公務員法の改正に伴い、全職員を対象とした人事評価制度を本格導入し、評価結果を勤勉手当及び昇給に反映した。

7 福祉及び利益の保護の状況

(1) 定期健康診断の実施状況（令和5年度）

区分	市長部局等	教育委員会	合計
対象人員	571人	158人	729人
一般健診	受診人員	470人	125人
人間ドック等	受診人員	94人	32人
合計	受診人員	564人	157人
	受診率	98.8%	99.4%
			98.9%

(2) 公務災害等の認定状況（令和5年度）

区分	市長部局等	教育委員会	合計
公務災害	5人	2人	7人
通勤災害	0人	0人	0人
合計	5人	2人	7人

(3) その他の主な福利厚生事業の概要（令和5年度）

- ・三島市職員互助会条例に基づき、職員の相助共済及び福利増進を図るため、三島市職員互助会を設置している。互助会は会費とその他自主財源で、給付事業や厚生事業を運営している。
- ・臨時等職員に対し、感染予防及び防止のため、インフルエンザ予防接種費用の一部を助成した。 37件 37,000円

8 公益通報に係る運用状況の公表

三島市では、職員等が内部の不正行為等を通報した際に、職員等が不利益な取り扱いを受けることのないよう、また、職員等の法令遵守を推進し、適法かつ公正な市政の運営に資することを目的として、公益通報の窓口を設置しています。三島市内部公益通報の処理に関する規程（令和4年6月6日制定）第16条に基づき、運用状況について次のとおり公表いたします。

年度	受付件数	受理件数	調査実施	是正措置
5	0	0	0	0

9 公平委員会の業務の状況（令和5年度）

区分	件数
勤務条件に関する措置の要求の状況	0件
不利益処分についての不服申立ての状況	0件
職員の苦情の状況（上記該当分を除く）	0件